



令和5年11月29日

唐津市長 峰 達 郎 様

唐津市特別職報酬等審議会

会長 落 合 正 利

特別職の報酬等の額について（答申）

令和5年6月1日に諮問を受けました特別職の報酬等の額について、別紙のとおり答申いたします。



特別職の報酬等の額について（答申）

令和5年11月29日

唐津市長 峰 達 郎 様

唐津市特別職報酬等審議会

会 長 落 合 正 利

会長職務代理者 堤 武 彦

委 員 岩 本 真 二

甲斐 今日子

川 寄 和 正

小 峰 朋 子

城 志 保

田 坂 茜

古 別 府 惠

渡 邊 純

## 1 現状認識

### (1) 開催の経緯

現在の特別職の報酬等の額は、平成17年の市町村合併以降、改定が行われないまま18年余りが経過し、現在に至っている。

今回の審議会の開催は、前回の改定から議員定数の大幅な削減といった特別職の状況の変化、また、人口減少対策などの行政課題や消費者物価指数の上昇等といった社会情勢も大きく変化している中で、現在の特別職の報酬等の額がその職責等に応じた適正な水準にあるのかということを経時点で審議すべきであると判断されたことによるものである。

### (2) 社会情勢

現在の日本経済は、コロナ禍からの経済活動の正常化の動きが続くことから、景気は回復基調で推移すると見られており、政府が発表した月例経済報告でも、その先行きについて「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」とされる一方で、「物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」と判断されている。

そのような中、賃金に関する動きについては、2023春闘での賃上げ率が30年ぶりの高水準となったほか、本県の最低賃金も人手不足と人口流出を懸念して47円増（引き上げ率5.51%）の過去最大の上げ幅となり、900円となっている。

さらに、職員の給与についても令和5年佐賀県人事委員会勧告で、民間給与との格差3,745円（1.08%）を解消するため、また、人材確保の観点から、初任給を始め若年層に重点を置いて給料月額を引き上げる内容となった。このほか、期末・勤勉手当も引上げられ、職員の給与は2年連続で増加することになった。

しかしながら、国の施策による社会保障費の増加に伴い、国民健康保険税、介護保険料やその他税負担等が年々増加しており、また、近年の物価上昇は可処分所得の押し下げ要因となっている。

このため、国では「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づき、未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現に向けた新しい資本主義の取組みを加速させ、「賃金と物価の好循環」へとつなげるとともに、成長力の向上と家庭所得の幅広い増加に裏打ちされた「成長と分配の好循環」の実現を目指すとされている。

### (3) 本市の状況

本市においては、現在、第2次唐津市総合計画に基づき行政運営が行われており、その分野別施策は合併時に策定された第1次計画と比較すると大きく変化し、第1次計画では、地域間のバランスに着目した施策を中心に実施されてきたところに対し、第2次計画では、市全体での共通施策として、「行財政改革の推進」、「公共施設の適正配置」、「他分野へのICTの利活用」が掲げられ、これに基づき、あらゆる領域で変化と進化をもたらす取組みが進められてきたところである。

しかしながら、財政面では扶助費の増加をはじめ、過去の投資に係る公債費返還の増加のほか、公共施設の老朽化対策による投資的経費の増加、さらには多様化するニーズへの対応、大雨災害からの復旧・復興についても今後多額の財源が必要になる見通しであり、合併特例債の適用期間が終了する令和7年度までに主要な投資的事業が完了する見込みとはなっているが、人口減少を見据えた今後の財政運営はますます厳しさを増すことが予想され、歳入対策を含め財政の健全化は喫緊の課題であると思われる。

### (4) 地方議会の現状と課題

議会においては、条例、予算、国への意見書などの審査や議決が数多く行われており、大規模災害、感染症のまん延防止等の事態においても、住民のニーズを適切に汲み取り、施策の展開を行う観点からも議会が果たす役割は大きい。

また、今後、人口減少社会において、多様な分野においてさらに課題が顕著化することが見込まれており、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包括し、意思を決定するという重要な機能を担っている。

しかしながら、地方制度調査会において指摘があっているように、地方議会の議員の構成は、住民の構成と比較して女性や60歳未満の割合が極めて低いなど、多様性を欠く状況となっており、女性や若者等が参画しやすくなるような環境整備が必要であると思われる。

## 2 審議の経過

本審議会では、事務局から提出された資料をもとに、特別職の職務と職責、新市発足後から現在までの職責の変化、一般職の職員との給与との比較、議員定数の変遷、社会情勢の推移、県下各市ほか類似団体の状況、市議会の活動状況、本市の財政状況等をもとに検討を行った。市長、副市長及び教育長の給料額にあっては、財政状況、県下各市ほか類似団体の特別職の給料との均衡に重点を置き審議を行い、市議会議員の報酬額にあっては、これらに加え、女性や若者など多様な人材が参画しやすくなるような環境整備を踏まえて審議を行った。

以上の事項を中心に、公平不偏の立場から意見を交換し、検討を重ねた結果、次の結論に達した。

## 3 特別職の報酬等の額について

### 第1号 市長、副市長及び教育長の給料額について

市長、副市長及び教育長については、市政執行の最高責任者として高い行政能力が求められている。さらに、その職務について前回給料の額を改定した平成17年（新市発足時）と比較すると、人口減少対策を含め、分野別施策は多様化、高度化しており、また、行財政改革の推進や公共施設の適正配置など新たな施策の必要性から、その困難度も増している。

また、勤務形態が常勤であり、給料が職務給的要素、生活給的要素が強いものであり、前回改定から18年余りが経過しており、全国的に賃上げの動きがある中、改定の必要性もあるといえる。

しかしながら、唐津市を取り巻く社会経済情勢、合併以後の唐津市の財政状況、また、他市の給料水準等を考慮すると、市民の理解を得るための積極的な理由に乏しい状況にある。

したがって、今回、これらの状況を踏まえた上、市長、副市長及び教育長の給料額については、現状のまま据え置くことが妥当であると判断した。

(主な意見)

- ・現在、合併から社会情勢が大きく変化しており、物価も大きく上昇し、最低賃金の引上げのニュースもあっている中で、議員を含め、市長、副市長及び教育長、特別職全てを財政状況に適合するかたちで上げていくことがいいと思われる。
- ・現在、市長、副市長及び教育長の給料額は、県内で一定の水準にあると思われる。
- ・現在の財政状況の中では、給料を上げるというのは厳しいと思われる。

## 第2号 市議会議員の報酬額について

### (1) 改定の有無

市議会議員については、議会の会期中はもとより閉会中といえども常に市民と接し、情報収集、調査研究を行うなど、職務の実態は常勤的かつ専門的になっており、その在り方についても、従来の兼業を前提とする非生活給から、専門（専業）を前提とする生活給を受けるものとする位置づけに変わってきている。

また、今後、人口減少や高齢化が進行し、経営資源が制約されていく一方、住民ニーズや地域課題はますます多様化・複雑化していくことが予想され、議員活動に対する市民の期待も高まる中で、市議会議員の議員定数については、新市発足時の45人から令和3年2月の改選時には28人に大きく削減されており、議員一人ひとりに求められる役割、責任は大きくなっていくと思われる。

さらに、これからの唐津市において、資源制約を乗り越え、持続可能で個性豊かな地域社会を形成していくためには、若年層や女性など多様な人材が

参画し、市民に開かれた議会を実現していくことが重要であり、そのためには新市発足以後大きく上昇している国民健康保険税、介護保険料及び国民年金保険料など社会保障費に関する負担を考慮し、議員活動に専念できる可処分所得を確保するとともに、子育てなど様々な費用が必要とされる世代において、立候補しやすい環境を整える必要がある。

これらをもとに、市議会議員の報酬水準を検討した結果、報酬月額を引き上げる必要があると判断した。

また、その改定率については、令和5年の佐賀県の最低賃金の引上げ率、平成17年の市町村合併以後からの消費者物価指数や経済成長率の推移といった社会経済情勢の変動、さらに、全国市議会議員の中での年間報酬の水準を勘案し、6%とすることにした。

(主な意見)

- ・30代、40代の方が立候補できるような環境を作っていく必要がある。
- ・全国的に見ても、県内で見ても議員の報酬は相対的に低いと思われる。
- ・財政的に厳しい状況の中でも、頑張って魅力ある施策を行政からだけでなく、議員の方からも提案してもらいたいと考えたときに、やる気のある議員が手をあげられる雰囲気を作っていかなければいけないと思われる。

(2) 改定額

議 長 532,000円

副議長 486,000円

議 員 464,000円

(3) 改定の時期

市議会議員の報酬の改定については、次期任期からの実施とする。

#### 4 意見を求められた事項

##### 第1号 特別職の職員で非常勤のものに対する報酬額について

特別職の職員で非常勤のものに対する報酬額について、改定の必要性はない。

## 第2号 会計年度任用職員の給与額について

事務局の提案を支持する。

(事務局提案)

- ・報酬月額について、地方公務員法に定める職務級の原則、均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の給料表を基礎とする。(給料表を導入)
- ・勤勉手当について、令和6年度からの支給に向け、国の指針(会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル)や県に準じて、基礎額、期間率及び成績率の取扱いなど具体的な取扱い方法等を定める。  
説明に対して委員から意見が出され、次のことが確認された。
- ・10月からの最低賃金の改定により基準を下回る職種がある場合には、まず規則を改正し対応を行う。

## 5 その他(附帯意見)

### 今後の特別職の報酬等に係る審議の時期について

特別職の報酬等については、前回の改定時から今回の審議会まで18年余りが経過し、この間、審議が行われなかったことにより、他市の状況や社会経済情勢を適切に反映できていたかは検証が困難になっている。

今後については、特別職の任期である4年に一度や、大きく社会情勢の変化が生じるときなど、適切な時期に審議することが望ましいと考えるため、定期的に議論できるよう開催基準を検討されたい。